

## 退職年金・遺族年金規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全国農林漁業団体共済会（以下「会」という。）が別に定める農林漁業団体職員退職給付金制度（以下「制度」という。）規約第31条および農林漁業団体役員退職給付金施設（以下「施設」という。）規約第42条に規定する退職年金契約および遺族年金契約の取扱いについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、「退職金共済契約」、「契約者」、「被共済者」、「退職」、「給付金」、「退職年金契約」および「遺族年金契約」とは、それぞれ制度規約第2条各号および施設規約第2条各号の規定の定めるところによる。

### (契約の申込み)

第3条 被共済者または当該被共済者の遺族が、退職給付金の額の全部または一部の金額を一時金による受給にかえ退職年金または遺族年金（以下、まとめて「年金」という。）として受給しようとする場合には、契約者は、契約を締結しようとする年金に係る内容を記した様式第24号「退職給付金等請求書」を会に提出する。

2 被共済者または当該被共済者の遺族が、退職金共済契約により支給される退職給付金のほか、年金のための原資を繰り入れ、年金として受給しようとする場合には、契約者は、契約を締結しようとする年金に係る内容を記した「退職給付金等請求書」に、退職所得を記した書類の写しその他会が必要と認める書類を添付して、会に提出し、被共済者または当該被共済者の遺族は、会が指定する金融機関の口座に当該原資（以下「原資繰入額」という。）を払い込む。

### (年金原資の据置き)

第4条 退職金共済契約により支給される退職給付金のうち年金として受給しようとする金額と原資繰入額とを合算した金額（以下「当初の年金原資」という。）は、5年を限度に据え置くことができる。

2 前項に定める当初の年金原資の据置きをする場合には、年単位によ

る年数（以下「据置き期間」という。）を定めて申し込むものとする。

- 3 前項の申し出た据置き期間は、据置き期間の満了月の前月までに申し出により変更することができる。

（年金受給期間）

第5条 退職年金契約または遺族年金契約（以下、まとめて「年金契約」という。）は、5年以上20年以内の年単位の受給期間を定めて申し込むものとする。

- 2 前項の定めにより申し出た受給期間は、年金の支給が確定した場合は、これを変更することはできない。ただし、据置き期間中にあっては、当該据置き期間の満了月の前々月末までに申し出により変更することができる。

（年金支払証書の交付）

第6条 会は、年金契約の申込を承諾した場合には、年金様式第3号「年金支払証書」を年金を受給する者（以下「年金契約者」という。）に交付する。

（据置きおよび年金受給期間の起算）

第7条 据置き期間に係る起算は、第3条第1項の規定による年金受給の場合は被共済者が退職した日の属する月の翌月1日からとし、第3条第2項の規定による年金受給の場合は原資繰入額が払い込まれた日の属する月の翌月1日からとする。

- 2 年金受給期間に係る起算は、据置き期間の満了する日の属する月の翌月1日（以下「受給確定日」という。）からとする。

（据置き期間を申し出た者の年金原資）

第8条 第4条の規定による据置き期間を定めて年金受給の申し出をした者の年金原資の額は、当初の年金原資の額に、前条に定める据置き期間の起算日から据置き期間の満了する日までの期間につき、制度規約第29条または施設規約第40条に定める給付還元利率（以下、「給付還元利率」という。）を年複利の計算により乗じて得た元利合計額の額（以下「据置き期間満了後の年金原資」という。）とする。

（年金の給付月額）

第9条 年金の給付月額は、当初の年金原資または据置き期間満了後の

年金原資の額を、受給期間および給付還元利率により複利現価計算される別表3に掲げる率（以下「年金現価率」という。）で除して得た金額とする。ただし、当該給付月額が1万円に満たない場合には、会は、当該年金契約を取り扱わないことができる。

2 給付還元利率を変更した場合の年金の給付月額については、前項の規定による用語を次の各号の規定に読み替えて計算するものとする。

(1) 当初の年金原資または据置き期間満了後の年金原資の額は、当該変更した月の当初の日における年金支給期間の残余期間に係る年金現価額（当該変更した月の当初の日における年金の給付月額に、残余期間に係る当該変更前の給付還元利率により計算される年金現価率を乗じて得た金額をいう。）と読み替える。

(2) 受給期間は、当該変更した月の当初の日における年金支給期間の残余期間と読み替える。

（年金の支給日）

第10条 年金の支給日は、毎年3月、6月、9月および12月の各10日（当該日が金融機関の休業日のときは前営業日）とし、支給に際しては年金様式第7号「年金送金通知書」を年金契約者に送付する。

2 年金の支給は、支給が確定された後の最初の支給日からとし、支給日には、それぞれ支給日の前月までの年金月額を一括して支給する。

（年金契約の変更届）

第11条 年金契約者は、次の各号の1に該当する変更が生じた場合には、年金様式第6号「年金契約変更届」を会に提出する。

(1) 氏名または住所の変更の場合

(2) 送金先金融機関名または口座番号等の変更の場合

(3) 据置期間を変更しようとする場合

(4) 受給期間を変更しようとする場合

（書類の送付）

第12条 会は年金契約者に対して、年金の支給に際して送付する「年金送金通知書」のほか、年2回、年金様式第5号「年金原資残高明細書」を送付する。

2 会は、毎年1月、前年における年金支給額について、次の各号の

年金契約者に当該各号に定める書類を送付する。

(1) 制度の退職年金契約者

年金様式第8号「公的年金等の源泉徴収票」

(2) 施設の年金契約者

年金様式第9号「生命保険契約等の年金の支払調書」

(年金の一時払いの請求)

第13条 年金契約者が将来の年金の支給にかえ一時金を受給しようとする場合には、年金契約者は、次の各号に定める書類その他会が必要と認める書類を会に提出する。

(1) 年金様式第10号「年金一時払請求書」

(2) 「年金支払証書」

(3) 「年金一時払請求書」に押印した印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

(4) 制度の退職年金契約者については、「退職所得の受給に関する申告書」

(年金の一時払いの計算)

第14条 年金契約を締結した被共済者から、前条の規定による年金の一時払いの請求があった場合には、会は、次の各号の規定により計算される金額を一時金として支給する。

(1) 年金の受給確定日以後の場合にあつては、次に定める額

ア 年金を現に受給している場合は、年金の給付月額に、残余の支給期間に係る年金現価率を乗じて得た金額の額

イ 年金を未だ受給していない場合は、据置き期間満了後の年金原資の額

(2) 前号以外の場合にあつては、効力が生じた日から申し出のあった日の属する月の前月末日までの期間および給付還元利率から0.5%を控除して得た利率を乗じて得た元利合計額の額

(年金の一時払い)

第15条 第13条の規定による年金の一時払いの請求があった場合には、会は、第4条および第5条第1項の規定にかかわらず、当該請求に係る書類を受理した日から1月以内に、前条の規定により計算される一

時金を年金契約者に支払うものとする。この場合において会は、年金様式第11号「年金一時払送金通知書」を送付し、制度の退職年金契約者が一時払いした場合には退職所得の源泉徴収票もあわせて送付する。

(年金契約の承継または一時払い)

第16条 退職年金契約者が死亡した場合、当該退職年金契約者の遺族(この項において、「遺族」という。)は当該退職年金契約の残存期間について、遺族年金契約として承継するか、または一時払いの請求をするかを選択することができる。

(1) 遺族が遺族年金契約として承継する場合には、年金様式第6号「年金契約変更届」および次に定める書類を会に提出する。

ア 「年金支払証書」

イ 受給資格を証明する戸籍謄本または全部事項証明書(いずれも発行から3ヶ月以内のもの)

ウ 同順位の受給権者が2名以上いる場合には、様式第26号「給付金受給に関する同意書」および当該同意書に押印した各人の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)。ただし、退職年金契約者が予め受給権者を指定している場合には、当該指定を証明した書類の写し

エ 施設の年金の場合は、遺族の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める本人確認書類

(2) 遺族が一時払いの請求をする場合には、年金様式第10-2号「年金一時払請求書(遺族用)」および前号に定める書類を会に提出する。

2 遺族年金契約者が死亡した場合には、当該遺族年金契約者の遺族は当該遺族年金契約の一時払いの請求をし、前項第2号に準ずる書類を会に提出する。

(年金契約の終了)

第17条 年金契約は次の各号のいずれかに該当した場合には、終了する。

(1) 年金受給期間が終了した場合

- (2) 年金の一時払いを行った場合
- (3) 遺族年金受給者が死亡した場合

(補則)

第 18 条 この規程に定める様式の変更については、専務理事の決裁による。

附 則 (平成 3 年 3 月 6 日制定)

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 4 日)

この改正規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 3 日)

- 1 この改正規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年 3 月 4 日制定の附則第 2 項を削る。
- 3 平成 6 年 3 月 3 日現在の据置きを申し出た者に係る退職年金原資または年金の支給を受けている者に係る年金給付月額取扱いは、次の各号の定めるところによる。
  - (1) 据置き期間中の年金原資 据置き起算月から平成 6 年 3 月 31 日までの期間につき、当該期間および別表 1 に掲げる給付還元利率を乗じて得た元利合計額の額を第 2 条に規定する当初の退職年金原資の額に、同年 4 月 1 日以後の残存する据置き期間を第 3 条に規定する据置き期間に読み替えるものとする。
  - (2) 受給期間中の退職年金給付月額 平成 6 年 3 月 31 日において、同年 4 月 1 日以後の残余の年金受給期間および 6.0% で計算される別表 2 に掲げる率を乗じて得た金額の額を第 2 条に規定する退職年金原資の額に、当該残余の支給期間を第 4 条に規定する年金受給期間に読み替えるものとする。
  - (3) 平成 4 年 4 月 1 日から施行した退職年金規程第 8 条に定める変動利率に係る変動利息額を有する者については、当該変動利息額を第 2 条に規定する退職年金原資の額に加算するも

のとする。

- (4) 将来の退職年金の受給にかえ一時金を受給したい旨の申し出があった場合の一時金は、平成4年3月31日までの期間については、年複利6.0%を、平成4年4月1日より平成6年3月31日までの期間については、年複利5.5%を乗じて得た元利合計額の額とする。

附 則（平成11年11月11日）

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月9日）

この改正規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月6日）

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月8日）

1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 別表1および別表3については、変更の都度、更新するものとする。

附 則（平成26年3月7日）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月5日）

この改正規程は、平成27年11月5日より施行する。

別表 1

適用年度	区 分	給付還元利率	
		制度	施設
平成 3 年度以前		7.10%	7.10%
平成 4 年度		6.60%	6.00%
平成 5 年度		6.00%	6.00%
平成 6 年度		5.60%	5.00%
平成 7 年度		5.00%	4.40%
平成 8 年度		2.50%	2.20%
平成 9 年度		2.00%	2.20%
平成 10 年度		2.10%	2.40%
平成 11 年度		2.10%	2.40%
平成 12 年度		1.80%	2.20%
平成 13 年度		1.65%	1.90%
平成 14 年度		1.35%	1.65%
平成 15 年度		1.00%	1.35%
平成 16 年度		1.00%	1.35%
平成 17 年度		1.00%	1.35%
平成 18 年度		1.00%	1.35%
平成 19 年度		1.10%	1.35%
平成 20 年度		1.10%	1.35%
平成 21 年度		1.10%	1.25%
平成 22 年度		1.10%	1.25%
平成 23 年度		1.15%	1.20%
平成 24 年度		1.05%	1.05%
平成 25 年度		1.00%	1.00%
平成 26 年度		1.00%	0.95%
平成 27 年度		0.95%	0.85%



別表3 (制度)

## 退職年金の残余の支給期間ごとの年金現価および支給期間別確定年金現価率 (0.95%)

年/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	0.99921	1.99764	2.99528	3.99213	4.98820	5.98348	6.97798	7.97170	8.96463	9.95678	10.94815	11.93874
1	12.92855	13.91758	14.90583	15.89330	16.88000	17.86592	18.85106	19.83542	20.81901	21.80183	22.78387	23.76513
2	24.74563	25.72535	26.70430	27.68248	28.65989	29.63653	30.61240	31.58750	32.56184	33.53540	34.50820	35.48023
3	36.45150	37.42200	38.39174	39.36072	40.32893	41.29638	42.26306	43.22899	44.19415	45.15856	46.12220	47.08509
4	48.04721	49.00858	49.96919	50.92905	51.88815	52.84649	53.80408	54.76092	55.71700	56.67233	57.62691	58.58073
5	59.53380	60.48613	61.43770	62.38852	63.33859	64.28792	65.23650	66.18433	67.13141	68.07775	69.02334	69.96819
6	70.91230	71.85566	72.79827	73.74015	74.68128	75.62167	76.56133	77.50024	78.43841	79.37584	80.31254	81.24849
7	82.18371	83.11820	84.05194	84.98495	85.91723	86.84877	87.77958	88.70966	89.63900	90.56761	91.49549	92.42264
8	93.34906	94.27475	95.19971	96.12394	97.04744	97.97022	98.89227	99.81359	100.73419	101.65406	102.57321	103.49163
9	104.40933	105.32631	106.24256	107.15810	108.07291	108.98700	109.90037	110.81303	111.72496	112.63617	113.54667	114.45645
10	115.36552	116.27387	117.18150	118.08842	118.99462	119.90011	120.80489	121.70895	122.61230	123.51494	124.41687	125.31809
11	126.21860	127.11840	128.01749	128.91588	129.81355	130.71052	131.60678	132.50234	133.39719	134.29134	135.18478	136.07752
12	136.96955	137.86088	138.75151	139.64144	140.53067	141.41920	142.30703	143.19416	144.08059	144.96632	145.85135	146.73569
13	147.61933	148.50227	149.38452	150.26608	151.14694	152.02710	152.90658	153.78536	154.66344	155.54084	156.41755	157.29356
14	158.16889	159.04352	159.91747	160.79073	161.66330	162.53518	163.40638	164.27689	165.14671	166.01585	166.88431	167.75208
15	168.61916	169.48557	170.35129	171.21633	172.08069	172.94437	173.80737	174.66968	175.53132	176.39228	177.25257	178.11217
16	178.97110	179.82935	180.68693	181.54383	182.40005	183.25560	184.11048	184.96468	185.81821	186.67107	187.52326	188.37477
17	189.22562	190.07579	190.92530	191.77413	192.62230	193.46980	194.31663	195.16280	196.00829	196.85313	197.69729	198.54080
18	199.38363	200.22581	201.06732	201.90817	202.74835	203.58787	204.42674	205.26494	206.10248	206.93936	207.77559	208.61115
19	209.44606	210.28030	211.11390	211.94683	212.77911	213.61073	214.44170	215.27202	216.10168	216.93068	217.75904	218.58674

## 退職年金の残余の支給期間ごとの年金現価および支給期間別確定年金現価率 (0.85%)

年/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	0.99929	1.99789	2.99577	3.99295	4.98943	5.98521	6.98029	7.97466	8.96833	9.96130	10.95357	11.94514
1	12.93602	13.92619	14.91567	15.90444	16.89253	17.87991	18.86660	19.85259	20.83789	21.82249	22.80640	23.78961
2	24.77213	25.75396	26.73510	27.71554	28.69529	29.67436	30.65273	31.63041	32.60740	33.58371	34.55932	35.53425
3	36.50849	37.48204	38.45491	39.42709	40.39858	41.36940	42.33952	43.30896	44.27772	45.24580	46.21319	47.17990
4	48.14593	49.11127	50.07594	51.03993	52.00324	52.96586	53.92781	54.88908	55.84968	56.80959	57.76883	58.72739
5	59.68528	60.64249	61.59903	62.55489	63.51008	64.46459	65.41843	66.37160	67.32410	68.27593	69.22708	70.17756
6	71.12738	72.07652	73.02499	73.97280	74.91994	75.86641	76.81221	77.75734	78.70181	79.64562	80.58875	81.53123
7	82.47303	83.41418	84.35466	85.29448	86.23363	87.17212	88.10995	89.04712	89.98363	90.91948	91.85467	92.78920
8	93.72307	94.65628	95.58883	96.52073	97.45197	98.38255	99.31248	100.24175	101.17036	102.09832	103.02563	103.95228
9	104.87828	105.80363	106.72832	107.65236	108.57575	109.49849	110.42058	111.34202	112.26281	113.18295	114.10244	115.02128
10	115.93947	116.85702	117.77392	118.69017	119.60578	120.52074	121.43506	122.34873	123.26176	124.17414	125.08589	125.99698
11	126.90744	127.81725	128.72642	129.63496	130.54285	131.45010	132.35671	133.26268	134.16801	135.07270	135.97676	136.88018
12	137.78296	138.68511	139.58662	140.48749	141.38773	142.28733	143.18630	144.08464	144.98234	145.87941	146.77585	147.67165
13	148.56682	149.46136	150.35528	151.24856	152.14121	153.03323	153.92462	154.81538	155.70552	156.59503	157.48391	158.37216
14	159.25979	160.14680	161.03317	161.91892	162.80405	163.68855	164.57243	165.45569	166.33832	167.22033	168.10172	168.98249
15	169.86264	170.74217	171.62107	172.49936	173.37702	174.25407	175.13050	176.00632	176.88151	177.75609	178.63005	179.50339
16	180.37612	181.24823	182.11973	182.99062	183.86089	184.73054	185.59959	186.46802	187.33583	188.20304	189.06963	189.93562
17	190.80099	191.66575	192.52991	193.39345	194.25639	195.11871	195.98043	196.84154	197.70204	198.56194	199.42123	200.27992
18	201.13800	201.99547	202.85234	203.70861	204.56427	205.41933	206.27378	207.12763	207.98089	208.83354	209.68558	210.53703
19	211.38788	212.23813	213.08777	213.93682	214.78527	215.63312	216.48038	217.32703	218.17309	219.01856	219.86342	220.70769